

別表 2

上場に関する料金

料金	金額	支払日
○ 新規上場料 (合併等により、新設会社等が当市場に再上場する場合も含む。)	300 万円	上場日の属する月の翌月末日まで
○ 新規上場時の新株発行等 (注 1) に伴う料金	新株が発行された価格× 発行された株式数× 9/10000 + 既存の株式が売り出された価格× 売り出された株式数× 1/10000	同上
○ 年間上場料		(注 2)
時価総額	金額 (注 3)	上場会社は 4 月から翌 3 月までの 1 年分として毎年 4 月末までに前金にて支払う。ただし、新規上場会社は新規上場日の属する月の翌月から翌 3 月までの月割計算した料金を上場日の属する月の翌月末日までに支払う。
50 億円以下	48 万円	
50 億円超え 250 億円以下	120 万円	
250 億円超え 500 億円以下	192 万円	
500 億円超え 2,500 億円以下	264 万円	
2,500 億円超え 5,000 億円以下	336 万円	
5,000 億円超え	408 万円	
○ 上場後の新株発行等に伴う料金 (1) 上場株式の新規発行等の場合 (下記(2)及び(3)に掲げる場合を除く。)	新株が発行された価格× 発行された株式数× 9/10000 + 既存の株式が売り出された価格× 売り出された株式数× 1/10000	新株が発行された月の翌月末日まで
(2) 当市場に上場されていない種類の株式が、転換された結果、上場株式が新たに発行された場合	転換価格× 転換により発行された新株数× 9/10000	(注 4) 上場会社は、1 月から 12 月までに行われた新規発行を 1 年分として翌年 4 月末までに年間上場料と合わせて支払う。
(3) 新株予約権の権利行使の結果、上場株式が新たに発行された場合	新株予約権行使価格× 行使により発行された新株数× 9/10000	同上
○ 会社又は事業等の取得等を目的とした新	会社又は事業等の取得等を目	新株が発行された月の

料金	金額	支払日
株発行に伴う料金	的として発行された合計株式数（注 5）×払込日の終値×1/10000	翌月末日まで

(注 1) 新規上場申請日から上場日までの間における新株発行等をいう。

(注 2)

a) 新規上場会社の年間上場料については、上場日の属する月の売買立会の最終日における最終価格（最終気配値段を含む。該当する日に最終価格が示されていない場合には、直近の日の最終価格とする。以下同じ。）による時価総額を用いて計算するとともに、上場日の属する月の翌月から起算して月割計算を行う。

例) 9月に新規上場した会社は、10月から起算した6か月分の年間上場料を支払う。

b) 既存の上場会社の年間上場料については、前年12月の売買立会の最終日における最終価格を用いて計算する。

c) 上場廃止の際の年間上場料については、上場会社は、年間上場料を月割計算した額を支払えば足りるものとする。この場合において、当取引所は、上場廃止の決定日の属する月の初日に上場廃止されたものとみなし、当該日の属する月以降に相当する年間上場料を返戻する（当該返戻金には利息を付さない。）。

d) 上場後、最終価格が一度も示されていない会社の年間上場料については、新株発行等の条件を勘案して当取引所が別に定めるところによる。

(注 3) 上場会社は該当金額に TDnet 利用料 12 万円を加算した金額を年間上場料として支払う。

(注 4) 上場廃止の際の「上場後の新株発行等に伴う料金」(2)及び(3)に掲げる場合の料金については、上場会社は、当取引所が指定する日までに発行された新株について料金を支払えば足りるものとする。

(注 5) 合計株式数は、新株式及び自己株の合計をいう。

(注 6) 当取引所以外を主たる市場とする上場会社の国外での取得勧誘に係る料金の取扱いについては、当取引所が別途定める。

(注 7) 新株予約権証券に係る料金は、新規上場料のみとする。

(注 8)

a) 上表で算出した金額について、100 円未満の金額（次項の規定により加算する消費税額及び地方消費税額を除く。）は切り捨てるものとする。

b) 上表の料金は、消費税額及び地方消費税額を加算（新規上場申請者又は上場会社が外国会社である場合を除く。）して支払うものとする。

c) 料金の支払いは、本邦通貨によるものとする。

d) 当取引所は、新規上場申請者又は上場会社がこの別表 2 に規定する料金を支払期日までに支払わない場合には、当該新規上場申請者又は上場会社に対し、支払期日の翌日から完済の日までの遅延損害金を 100 円につき 1 日 4 銭の割合によって請求できるものとする。

(注 9) 上場会社は、上場廃止の際に支払期限の到来していない料金について、上場廃止の決定日又は当取引所が別途指定する日までに支払う。

(注 10) 上場会社が株式会社でない場合には、この別表 2 において株式とあるのを有価証券と読み替えるほか、適宜必要な読み替えを行う。